

手続きの際はマイナンバーを 忘れずにお持ちください

平成28年1月4日から、本市における障がい福祉に関する手続きには
原則「番号確認」と「身元確認」が必要になります。

【本人が申請する場合】

個人番号カードを
持っている場合

番号確認と身元確認が
カード1枚で可能です

↓
個人番号カード



個人番号カードを
持っていない場合

通知カード等に加えて下記①のうち
いずれか1点の書類が必要です

通知カード



または

住民票の写し

住民票記載事項
証明書

個人番号が記載された
本人の住民票（または写し）等



①いずれか 1点の提示で身元確認できるもの

1	運転免許証
2	身体障害者手帳
3	精神障害者保健福祉手帳
4	療育手帳
5	住民基本台帳カード（写真付き）
6	旅券（パスポート）
7	在留カード
8	特別永住者証明書
9	運転経歴証明書
10	官公所署が発行した免許書、許可証又は身分証明書であって、氏名及び生年月日又は住所が記載され、かつ、写真が記載され、かつ、写真が表示されたもので市長が適当と認めるもの

通知カード等と1～10のうち1点をお持ちください

上記①のうち1～10のいずれもお持ちでない場合、
通知カード等に加えて下記②のうち2点の書類が必要です



通知カード



または

住民票の写し

住民票記載事項
証明書

個人番号が記載された
本人の住民票（または写し）等



②下記のうち2点の提示で身元確認できるもの

11	国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療の被保険者証
12	生活保護証明書
13	自立支援医療受給者証
14	介護保険の被保険者証
15	児童扶養手当証書
16	特別児童扶養手当証書

17	国民年金手帳
18	国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書
19	共済年金又は恩給の証書
20	国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証
21	私立学校教職員共済制度の加入者証
22	健康保険日雇特例被保険者手帖
23	学生証であって、写真が表示されたもの
24	法人（国及び地方公共団体の期間を除く。）が発行した身分証明書であって、写真が表示されたもの
25	官公署が発行した書類であって、氏名及び生年月日又は住所が記載されたもので市長が適当と認めるもの
26	前各項に掲げる書類に類するものであって、市長が適当と認めるもの

通知カード等と11～26のうち2点をお持ちください

【代理人が本人に代わって申請する場合】、
次の③、④、⑤の書類をあわせてお持ちください

③本人の番号確認

 <p>本人の 個人番号カード (コピー可)</p>	<p>または</p>  <p>本人の 通知カード (コピー可)</p>	<p>または</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">住民票の写し</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">住民票記載事項 証明書</div> <p>個人番号が記載された 本人の住民票の写し等 (コピー可)</p>
---	--	---

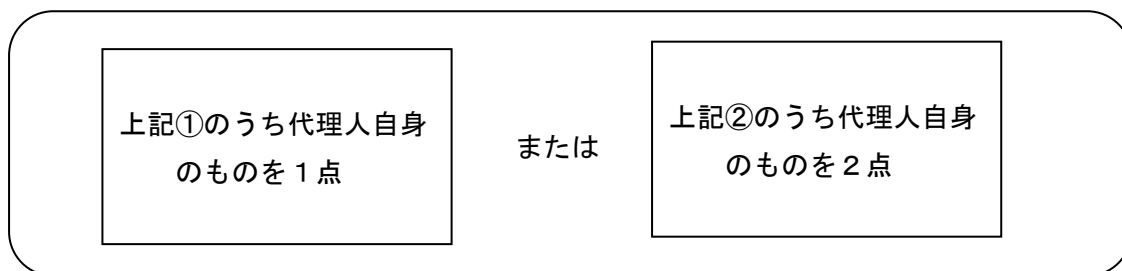


④代理権の確認

<p>任意代理人 (家族、施設職員等) の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100px; margin: 0 auto;">委任状</div>	<p>法定代理人 (成年後見人等) の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100px; margin: 0 auto;">戸籍謄本、その 他その資格を証 明する書類</div> <p>または</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100px; margin: 0 auto;">その他代理権を 証明するものと して認められた もの</div>
--	---



⑤任意代理人の身元確認



※法定代理人については、戸籍謄本、登記事項証明書等の確認が必要です。

窓口での本人確認についての問合せ先

沖縄市障がい福祉課 電話番号 098-939-1212
FAX 番号 098-939-7739